

問い合わせ

第38号
令和2年9月発行

大仙市 農林部 農業振興課
大仙市大曲花園町1番1号
電話: 0187-63-1111
FAX: 0187-62-9388

今回のラインナップ

- ★集落営農組織の法人化事例紹介
- ★作業機付きトラクターの公道走行について
- ★令和3年度実施予定の農業用機械等購入に対する補助事業の要望取りまとめを行います
- ★令和2年度機構集積協力金の交付基準について

集落営農組織の法人化事例紹介

花館営農組合(大仙市花館)

市内各地では、ほ場整備事業を契機とした法人設立の動きが活発化しておりますが、この度集落営農組織を法人化した「花館営農組合」の取組事例を紹介します。花館営農組合は、後継者確保・経営継承を課題として、早くから法人化に関する議論を行ってきましたが、昨年末に組合員の大多数の合意を得ることができ、令和2年7月16日に「農事組合法人花館」を設立しました。

【法人の概要】

- ◆名称: 農事組合法人花館
 - ◆構成員: 4名
 - ◆従業員: 3名(予定)
 - ◆主要作目: 水稻、大豆
 - ◆主たる事務所の所在地: 大仙市花館
 - ◆役員: 4名(代表理事 三浦 喜久夫)
 - ◆経営面積: 100ha(予定)
- ◆取組を検討している事業:
農業経営法人化支援事業、機構集積協力金交付事業(地域集積協力金)、
強い農業・担い手づくり総合支援交付金、地域の核となる大規模農業法人支援事業(市単独事業)など

【これまでの流れ】

- 令和元年7月 農事組合法人大曲にて現地研修(四ツ屋第一集落営農組合と合同で)を実施
- 令和2年2月 定期総会にて研修会(法人化関連補助事業、農地中間管理事業について)を実施
- 令和2年2月~6月 月に1回(5月のみ2回)法人化検討会を開催
- 令和2年7月 鈴木典男税理士による診断(農業経営法人化支援事業関係)
- 令和2年7月 設立
- 令和3年4月 営農開始予定



(農)花館の皆さん

左から戸嶋尚史理事、佐藤宏孝さん、佐藤金光理事、
三浦喜久夫代表理事、三浦金彦理事

インタビュー(三浦金彦理事)

—法人化を目指した理由についてお聞かせください。
組合員の高齢化に伴い、次の世代への経営継承について考える必要性が出てきました。法人を設立すれば、社会保険への加入、福利厚生の充実等により、若い方も安心して働くことができます。そういった若い方の中から、将来、後継者となる人材を育てていければと考えています。

—法人化を目指す中で、最も大変だったことは何だったのでしょうか。
他の組合もそうだと思いますが、やはり、法人化への合意形成でした。後継者確保や経営継承の観点から、いつかは法人化をしなければならないという考えは組合員の共通認識としてありました。その一方で、集落営農組合として営農していた時に比べて収入が下がることが予想され、難色を示される人もいました。また、法人化をすることによって、これまでのように自分の土地を自分で耕作できなくなるのではないかという人もいて、なかなか、法人化への合意が得られませんでした。

—合意に至った一番のポイントは何だったとお考えですか。
組合員一人ひとりとじっくり話をして、それぞれが求めているもの、大事にしているものを理解し、できる限りそれに応えていくことでしょう。例えば、収入が下がると予想されていた人については、はじめは補助金頼りとなります。これまでと同じ水準で収入を得られるよう配慮しました。また、自分の土地はこれまで通り自分で耕作したいという人については、法人に農地を貸付けて法人の経営農地という形にはなるが、自分の土地はこれまで通り自分で耕作してもらうということで理解を得ました。

作業機付きトラクターの公道走行について



作業機を装着・けん引した状態のトラクターが、一定の条件を満たした場合に公道走行が可能となりました。周囲の方々への安全を第一に、注意して走行してください。

Q 「一定の条件」とはどのようなものですか?

A 灯火器類、作業機の幅、最高速度、運転免許、チェーンなどの確認が必要となります。詳しくは、お近くの農機販売店や、地方運輸局、地方農政局にご確認ください。

普通免許を所持していても、必要な免許を取得せず、公道を走行した場合、無免許運転により免許取り消し処分となりますのでご注意ください!

●直装式農作業機(※)

小型特殊免許・普通免許で運転が可能なものは、農耕トラクター単体又は農耕トラクターに農作業機を装着した状態で、寸法が、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、最高速度が15km/h以下の条件を全て満たす、いわゆる特定小型特殊自動車です。このため、農作業機を装着することにより、この寸法等を超える場合には、これまでどおり大型特殊免許(農耕作業用自動車限定の大型特殊免許でも可)が必要です。

●けん引式農作業機(※)

けん引する農耕トラクターが、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、最高速度15km/h以下の条件を1つでも超える場合、単体でも、その運転には大型特殊免許(農耕作業用自動車限定の大型特殊免許でも可)が必要になるとともに、その大型特殊自動車免許が必要な農耕トラクターで車両総重量750kgを超えるけん引式農作業機をけん引する場合、けん引免許(農耕作業用自動車限定のけん引免許でも可)が必要となります。

※直装式農作業機: ロータリー、ハロー、直装式ブームスプレーヤー、播種機等のトラクターに直接装着する作業機。

※けん引式農作業機: ロールベラー、マニュアスプレッダー等の車輪がついている作業機。

例えば、
運転免許
なら…

令和3年度実施予定の農業用機械等購入に対する 補助事業の要望取りまとめを行います

経営面積の拡大や複合経営の新規取り組みなどを計画し、農業用機械・施設の導入を検討されている方は、9月25日（金）まで、居住地域の各支所農林建設課及びJA各営農センター、市役所農業振興課にご相談ください。

国・県・市の補助事業の実施内容については現在のところ未定ですが、事業実施には、付加価値額の拡大（所得向上）や対象機械ごとの必要面積など様々な要件がありますので、ご注意ください。

また、要望したことで必ず事業採択されるものではありません。あらかじめご了承ください。

【参考】令和2年度に実施している事業内容等

○強い農業・担い手づくり総合支援交付金（国庫補助事業）

適切な「人・農地プラン」が作成された地域において、中心経営体が融資を受けて農業用機械・施設等の導入をする場合に、融資残へ補助金を交付できる事業です。経営発展の取り組みを行う地域農業の担い手を支援します。

【対象】トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械や乾燥調整施設等の施設

【対象者】人・農地プランの中心経営体として位置づけられた認定農業者等

【補助率】税抜事業費の3／10以内（上限額：先進タイプ 個人1,000万円、法人1,500万円／地域タイプ 個人法人問わず300万円）

○新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業（県単補助事業）

県の戦略作物の生産拡大に必要な農業用機械・施設等の整備費を支援します。

【対象品目】野菜、花き、果樹、土地利用型作物、畜産、6次産業化

【対象者】認定農業者、認定新規就農者、女性農業者等

【補助率】4／12以内 ※市の協調助成あり（1／12～3／12）



○地域の核となる農業経営継承後継者支援事業（市単独事業）

親元の稻作経営を継承し、認定農業者（認定新規就農者）となる若手農業後継者の稻作機械導入を支援します。

【対象】田植機、コンバイン

【対象者】市内在住の18歳以上50歳未満の農業者で、親元（2親等以内）の稻作経営を認定農業者または認定新規就農者として継承した方

【補助率】税抜事業費の1／6以内（上限額：田植機45万円、コンバイン75万円）

○地域の核となる大規模農業法人支援事業（市単独事業）

大規模農業法人の水稻・大豆生産に係る機械・施設等の導入を支援します。

【対象】水稻・大豆生産に係る機械・施設、防除用ドローン

【対象者】市内に住所を有する認定農業法人（50歳未満の後継者がいる1戸1法人を含む）

【補助率】税抜事業費の1／4以内（上限額：水稻・大豆機械等150万円または75万円、防除用ドローン50万円）

令和2年度機構集積協力金の交付基準について

地域に対する支援

◆地域集積協力金◆

人・農地プランの策定地域を対象として、地域内のまとまった農地を農地中間管理機構（秋田県農業公社）に貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る場合に交付される協力金です。

（1）集積・集約化タイプ

機構を活用して担い手への農地集積・集約化に取り組む地域を支援します。

	機構の活用率（※1）		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超、40%以下	4%超、15%以下	1.0万円／10a
区分2	40%超、70%以下	15%超、30%以下	1.6万円／10a
区分3	70%超	30%超、50%以下	2.2万円／10a
区分4	—	50%超	2.8万円／10a

（2）集約化タイプ

担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域を支援します。

	機構の活用率	交付単価
区分1	40%超、70%以下	0.5万円／10a
区分2	70%超	1.0万円／10a

※1 機構の活用率は、以下の計算方法により算出します。

$$\text{機構の活用率} = \frac{\text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付面積}}{\text{「地域」の農地面積} - \text{対象期間前の貸付面積}}$$

再貸付面積とは？過去に機構に貸付した農地の再貸付や期間満了に伴い更新した農地

※2 （1）と（2）を重複して受給することはできません。

個人に対する支援

◆経営転換協力金◆

農業部門の減少により経営転換する農業者、リタイアする農業者、または、農地の相続人で農業経営を行わない者が農地中間管理機構（秋田県農業公社）に農地を貸し付け、その農地が機構から受け手へ転貸された場合、貸付面積に応じて交付される協力金です。

	交付単価	上限額
令和元～3年度	1.5万円／10a	50万円／戸

秋田県配分基準

優先配分 ① 地域集積協力金
集積・集約化タイプ > ② 地域集積協力金
集約化タイプ > ③ 経営転換協力金

- 全国一律の交付単価とし、「地域集積協力金」に優先配分します。
- 協力金の種類毎に、交付対象面積のうち、新たに担い手に集積された面積の割合が高い順に優先配分します。
- 新たに担い手に集積された面積の割合が同率の場合は、交付対象面積が大きい順に優先配分します。
- 経営転換協力金は、要件を満たした翌年度まで申請可能ため、本年度に仮に配分できなかった場合は、翌年度に優先配分します。

【農地中間管理事業を活用しましょう！】

農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りについては、随時相談を受け付けておりますので、農地の貸し借りを検討されている方はお近くのJA各営農センター、市役所農業振興課・各支所農林建設課及び農業委員会にご相談ください。